

神勞発基 0324 第 7 号  
令和 8 年 3 月 24 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長  
(公印省略)

令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、平成 29 年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。また、昨年労働安全衛生規則を改正し、規制の強化を図るとともに、本年 3 月 18 日に「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が策定され、熱中症対策が整備されました。

神奈川労働局管内の令和 7 年の職場における熱中症の発生状況（令和 7 年 2 月 28 日時点の速報値。別紙参照）をみると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 101 人（過去最高を記録）で、うち死亡者数は建設業の 1 人となっており、災害が大幅に増加しております。死傷者数を業種別にみると、建設業が最多の 19 人、次いで警備業が 15 人となっています。年齢別にみると、50 歳代の 34 人（うち 1 人は死亡）、60 歳代の 26 人など被災者のほぼ 2 / 3 が 50 歳以上となっています。

災害からは、暑さ指数（WBGT）を把握せず、その結果、WBGT 基準値に応じた必要な措置を講じていなかった事例、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった事例、「体調不良を感じたが休憩を取りながら業務を継続していたところ容態が悪化した」、「体調不良があり休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例、持病が熱中症の発症に影響を及ぼした事例も見られ、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。

つきましては、令和 8 年の本キャンペーンを別添の令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施します。

さらに当局では昨年からの熱中症による死亡災害を防止するため、独自に「Cool Work KANAGAWA Mission ZERO」のロゴマークや「はららく人に知ってほしい熱中症サインチェックシート」を作成し、周知を図っています。

貴会におかれましては、効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。なお、各事項の推進に当たっては、神奈川労働局のホームページ上の専用サイトのほか、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができますことを申し添えます。

STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

## 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

## 暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

## 作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を  
策定

## 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または  
冷房設備、散水設備の設置を検討

## 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

## 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

## 教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に  
対する教育を実施



## 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や  
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

## キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



#### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



#### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



#### 服装

準備期間に検討した服装を着用



#### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



#### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



#### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行  
させる等を考慮）



#### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間  
の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意  
すること



#### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま  
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎  
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮  
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



#### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



#### 作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、  
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの  
健康状態を留意するよう指導



#### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

## 重点取組期間

### 7月

## にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 熱中症による重篤な労働災害を防ごう

令和7年4月(6月1日から施行)に追加された労働安全衛生規則の条文を遵守しよう

年々暑さの増す夏、夏になると熱中症による死傷者が年々増加しております。神奈川労働局管内におきましても熱中症による死傷者がここ数年増加の一途をたどり、ついには休業4日以上労働災害が、年間101件(令和7年速報値)と大台に乗ることとなりました。死亡災害も令和4年、5年、6年、7年と連続で発生しています。今後もさらに暑い夏が来ることが予想されておりますので、しっかりと対策をしていただき、熱中症による重篤な災害を防ぐよう官民一体となって、取り組んでいきたいと考えております。また、規則改正についても留意願います。



令和7年6月1日施行  
労働安全衛生規則改正  
第612条の2第1項  
熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知の義務化  
第2項  
手順等の作成及び周知の義務化

具体的には、はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシートを活用 まずは発見から

### はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシート

神奈川労働局労働基準部健康課

○ 朝の仕事開始前と昼休憩後の仕事開始前には、ご自身で熱中症の自覚症状を点検しましょう。  
○ 熱中症であることに気づいてから重症化するまでの時間は短いとされています。熱中症による初期症状を知り、早めに処置を行うことで熱中症の重症化防止に努めることができます。

**1 手足のしびれやけいれん(痙攣)は熱中症のサイン?!**

- 大量の発汗により、体内の水分やナトリウム濃度が低下することで、以下の症状が生じてくるため、注意が必要
  - 手足の筋肉がびくびくする。
  - 足がつる(こむら返り)
  - 手足のしびれ(だるいなどの症状を含む。)

**2 めまい、立ちくらみ、失神など**

- 体内の体温調整機能で、皮膚血管が広がり、全身の血液量が減少、血圧低下が生じ、脳への血流減少で以下の症状が生じるため注意が必要
  - 全身倦怠感(だるさ)や吐き気、嘔吐、頭痛、生あくびなど
  - 呼吸の回数増加、脈が速い、唇のしびれなど

これらの症状を確認したら、すぐに作業から離れさせ、一人で休ませず、直ちに適切な処置を行うようにしましょう!

判断に迷ったら、#7119 や 119 又は医療機関等に相談し指示を仰ぎましょう!

はたらくしているみなさまへ(裏面参照)  
チェックシートに1つでも、印を付けた方は、直ちに事業場の担当者に報告して適切な処置を受けましょう。  
氏名: \_\_\_\_\_ / 氏名を記載しない場合は、会社又は担当者から付与された番号 \_\_\_\_\_

### はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシート 使用上の注意事項

**チェックシートの目的**  
このチェックシートは、熱中症の初期症状を知って、早めに適切な処置を行い、重症化予防に努めることを目的に作成したものです。

**チェックシートの活用方法**  
はたらくしている方々は、健康状態を把握するため、朝の朝礼や点呼、午後の仕事開始前に熱中症の初期症状を点検し、点検票に印を記入した場合は、早めに事業場の責任者又は担当者等に報告し、適切な処置を受けましょう。

**事業者及び現場責任者の方へ**

- 熱中症災害は、午前11時と午後2時、3時に多発する傾向にあるため、あらかじめ午前1回、午後1回、いずれも仕事開始前の点検を推奨します。
- チェックシートの点検項目に印が入っていた場合、作業の離脱を指示し、生損の無い人一人にせず、身体の状態や適切な処置を実施してください。
- 速断体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めて、自社の労働者のみならず構内で働くすべての人を対象に、周知を行ってください。
- 労働衛生教育(熱中症教育)実施の際は、初期症状や当該サインチェックシートの使い方を併せて説明し、熱中症の重症化予防に努めてください。

クールワーク神奈川  
現在、神奈川労働局では、熱中症による死亡災害ゼロを目指して、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」の啓発用ロゴを配布し展開しています。詳しくは、神奈川労働局のHPをご覧ください。

Mission zero Cool work KANAGAWA

はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシートは、神奈川労働局のホームページに掲載しています。周囲の方も気づいたら担当者(あらかじめ担当者や悪化を防止するための必要な措置の手順等を定めて皆さんに知らせておいてください)への報告をお願いします。

参考 労働安全衛生規則第612条の2全文紹介(対象「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上を超えて実施」が見込まれる作業)

第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

令和3年以降の熱中症による死亡災害の概要

番号	発生年月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	令和4年 6月 10時頃	建築工事業  ～9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7℃、湿度59パーセント(WBGT値27℃相当)であった。 被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。
2	令和5年 7月 12時頃	農業  ～9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	被災者は、10時の休憩明けから、スポーツ施設敷地内で剪定等の植栽管理作業を一人で行っていた。休憩まで一緒に作業をしていた代表者が現場に戻り、倒れている被災者を発見、救急搬送されたが、熱中症により死亡した。
3	令和6年 7月 10時頃	その他の製造業 (クリーニング業)  100人～299人	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	工場内で作業中、体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから病院に搬送された。診察の結果、脱水症状及び血圧低下の診断を受け入院したが、翌日の朝、熱中症を原因とした急性心筋梗塞で死亡した。
4	令和7年 7月 14時頃	その他の建設業  ～9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	被災者は同僚と共に午前8時頃から農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開。午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行き休憩するよう促した。10分程度経っても戻って来なかったため、同僚が見に行ったところ、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、その後別の病院に転院したが、約2か月半後に死亡した。

神奈川労働局では、(ここ数年)毎年のように熱中症による死亡災害が発生していることを受け、令和7年から「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」を展開しています。熱中症による死亡災害がゼロとなるように、ロゴマークを活用して、意識付けをお願いします。



※ロゴマークは神奈川労働局 ホームページからダウンロードしていただけます。  
神奈川労働局ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>



# 令和7年(2025年)職場における熱中症による 死傷災害(休業4日以上)の発生状況(速報値)

〈神奈川県労働局〉

## 1 熱中症による死傷者数の推移

過去10年間の熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数(以下合わせて「死傷者数」という。)は、以下のとおりです。

令和7年の死傷者数は101人と、前年に比べ大幅な増加となりました。また、死亡災害も4年続けて発生しました。

職場における熱中症による死傷者数の推移(人)

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
21	29	72	51	52	21	54	81	78	101
(0)	(0)	(4)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)

※( )内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。また、R7年は1月末現在の速報値となっています。



## 2 業種別発生状況

過去5年間(令和3~令和7年)の業種別の熱中症の死傷者数をみると、最多は建設業で、これに製造業、警備業、運輸交通業と貨物取扱業を合わせた運送業

などが続いています。

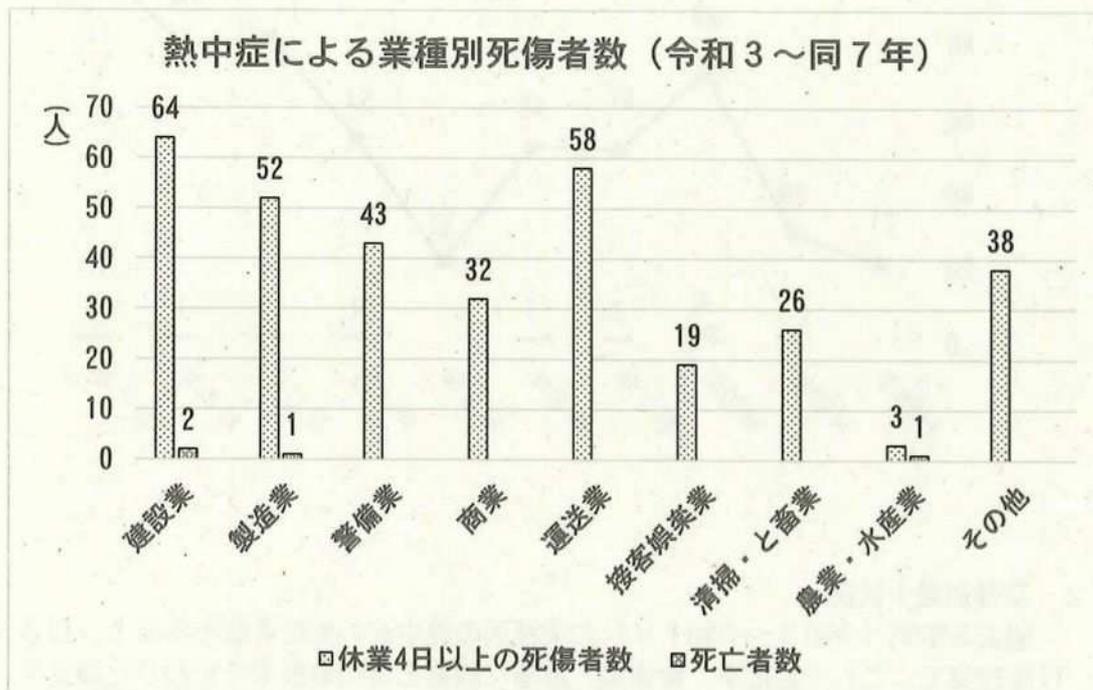
なお、警備業における熱中症災害の大半は、建設工事現場での交通誘導業務におけるものです。

令和7年は、上記の熱中症災害多発業種のうち警備業、建設業で大幅に増加しましたが、製造業では3割増加、運送業は3割減少しています。この4業種で全体の約6割を占めています。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（令和3～同7年）（人）

	建設業	製造業	警備業	商業	運送業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	農業・ 水産業	その他	計
R3年	3 (0)	5 (0)	4 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	21 (0)
R4年	11 (1)	7 (0)	12 (0)	8 (0)	7 (0)	3 (0)	4 (0)	0 (0)	2 (0)	54 (1)
R5年	18 (0)	17 (0)	6 (0)	6 (0)	19 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (1)	8 (0)	81 (1)
R6年	13 (0)	10 (1)	6 (0)	6 (0)	16 (0)	5 (0)	7 (0)	0 (0)	15 (0)	78 (1)
R7年	19 (1)	13 (0)	15 (0)	11 (0)	13 (0)	7 (0)	11 (0)	2 (0)	10 (0)	101 (1)
計	64 (2)	52 (1)	43 (0)	32 (0)	58 (0)	19 (0)	26 (0)	3 (1)	38 (0)	335 (4)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数です。



### 3 月・時間帯別発生状況

#### (1) 月別発生状況

令和3年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約4割が8月に発生し、これに7月発生分を合わせると全体の約8割となっています。

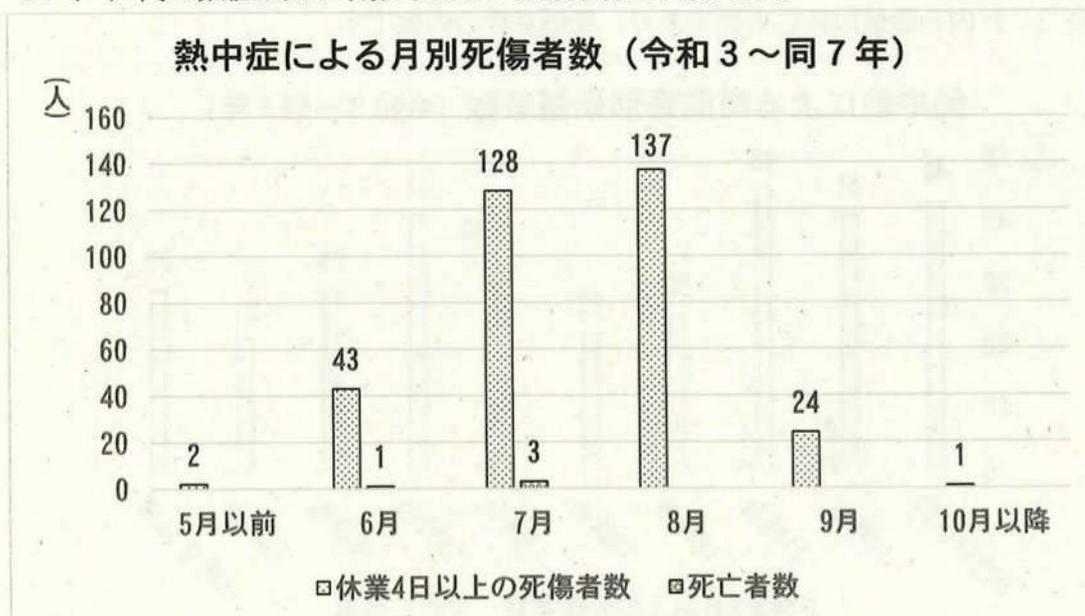
また、死亡災害4件は6月から7月に発生しています。

令和7年は、過去5年間の傾向どおり7月、8月に集中し、死亡災害は7月に発生しました。また、発生日の最も早い災害は6月上旬で、最も遅いものは10月中旬でした。

熱中症による死傷者数の月別の状況（令和3～同7年）（人）

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
R3年	0 (0)	1 (0)	6 (0)	13 (0)	1 (0)	0 (0)	21 (0)
R4年	1 (0)	17 (1)	14 (0)	20 (0)	2 (0)	0 (0)	54 (1)
R5年	1 (0)	6 (0)	34 (1)	37 (0)	3 (0)	0 (0)	81 (1)
R6年	0 (0)	2 (0)	46 (1)	24 (0)	6 (0)	0 (0)	78 (1)
R7年	0 (0)	17 (0)	28 (1)	43 (0)	12 (0)	1 (0)	101 (1)
計	2 (0)	43 (1)	128 (3)	137 (0)	24 (0)	1 (0)	335 (4)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数です。



(2) 時間帯別発生状況

令和3年以降の時間帯別の死傷者数をみますと、11時台で最も多く発生し、9時台以前と続き、その次に15時台・10時台・14時台と僅差が続いていますが、日中だけではなく9時台以前及び18時台以降にも多数発生しています。

また、日中の現場作業終了後に会社事務所に戻ってから、又は帰宅してから体調が急変・悪化したというケースもありました。

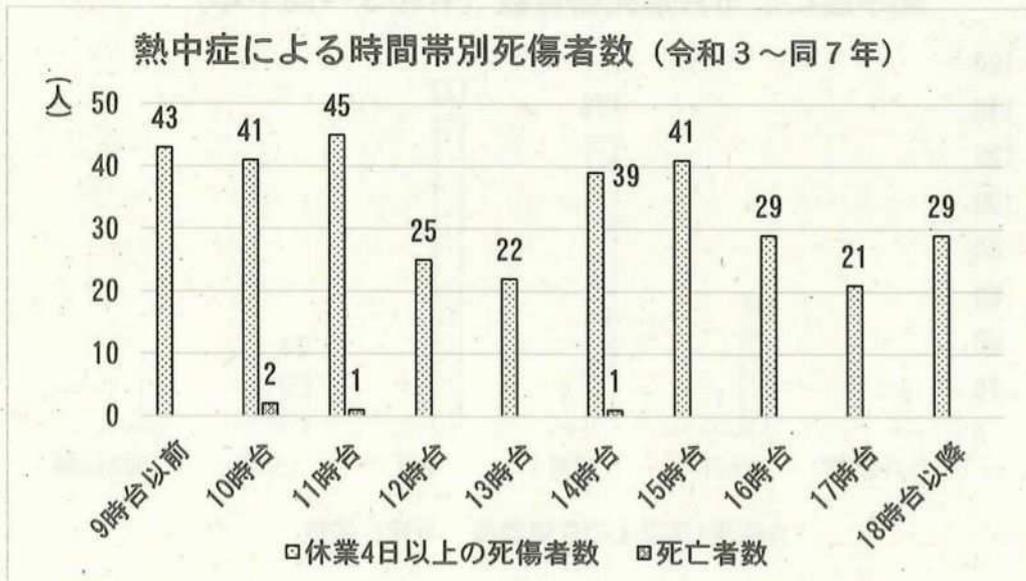
令和7年は、11時台の発生が最も多くなっていますが、比較的涼しい時間帯でも油断できない状況となっています。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（令和3～同7年）（人）

	9 以時 前 台	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 以 時 降 台	計
R3年	0 (0)	3 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	21 (0)
R4年	11 (0)	5 (1)	6 (0)	0 (0)	4 (0)	10 (0)	8 (0)	2 (0)	2 (0)	6 (0)	54 (1)
R5年	10 (0)	6 (0)	13 (1)	8 (0)	6 (0)	8 (0)	7 (0)	9 (0)	4 (0)	10 (0)	81 (1)
R6年	10 (0)	13 (1)	10 (0)	3 (0)	5 (0)	9 (0)	8 (0)	8 (0)	7 (0)	5 (0)	78 (1)
R7年	12 (0)	14 (1)	12 (0)	11 (0)	6 (0)	12 (0)	16 (0)	8 (0)	5 (0)	5 (0)	101 (1)
計	43 (0)	41 (2)	45 (1)	25 (0)	22 (0)	39 (1)	41 (0)	29 (0)	21 (0)	29 (1)	335 (4)

※ 9時台以前は0時台～9時台、18時台以降は18時台～23時台を指します。

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数です。



#### 4 令和7年の熱中症による死傷災害の特徴

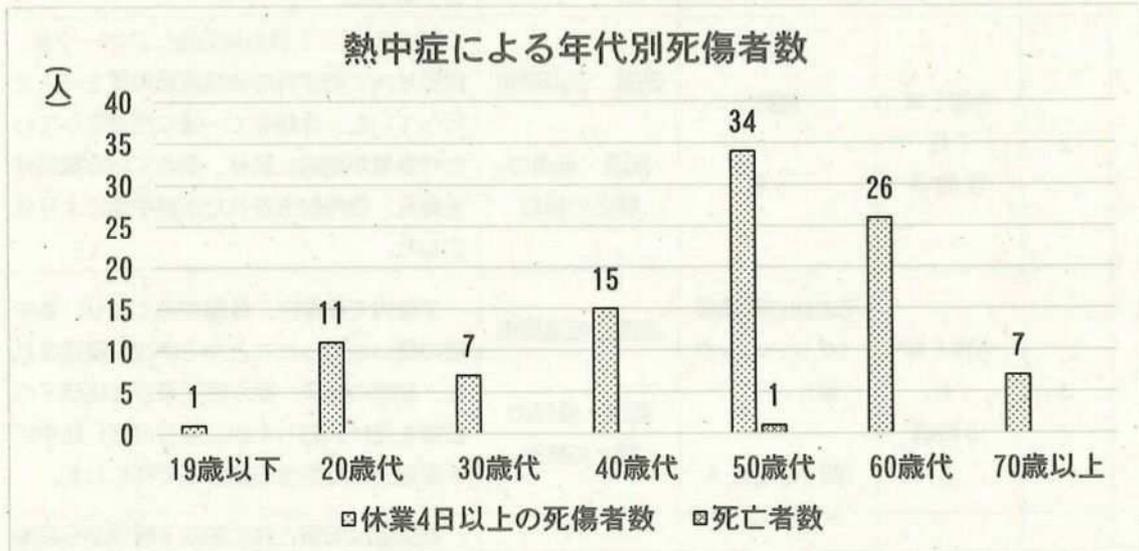
##### (1) 年代別の発生状況

年代別の死傷者数をみますと、例年、50歳以上の被災者の割合が全体の5割を超える状況が続いていますが、令和6年・令和7年と、50歳以上の被災者の割合が67%と、この傾向がより顕著になっています。

熱中症による死傷者数の年代別の状況（人）

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
死傷者数 (人)	1	11	7	15	34 (1)	26	7	101 (1)
割合 (%)	1.0	10.9	6.9	14.9	33.7	25.7	6.9	100.0

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数です。



##### (2) 屋外作業・屋内作業別の発症状況

令和7年における屋外作業又は屋内作業の作業別発生状況は、前年（令和6年）よりも若干、屋外の割合が減り、屋外作業が6割（前年は3分の2）、屋内作業が4割（前年は3分の1）となりました。

また、例年、製造業は作業別で屋内作業の割合が高い業種であり、令和7年もこの傾向は変わらず、屋内作業での発生が多くなっています。

令和7年の熱中症の約4割は屋内作業で発生していますが、炉や厨房等といった特別な熱源はなくても、窓等がないかあっても締め切っているといった部屋や倉庫等の通風が不十分で高温多湿になる危険性の高い環境下において多発しています。

屋外作業はもとより、屋内作業においても、熱中症予防対策にしっかり取り組む必要があります。

なお、エアコンが設置されている屋内作業場においても、エアコンが壊れて

いたり、調子が悪かったことから熱中症を発生した災害が令和7年において4件発生しており、熱中症とは縁がないと考えている事業場においても対策を立てておく必要があります。

#### 5 令和3年以降の熱中症による死亡災害の概要

番号	発生年月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	令和4年 6月 10時頃	建築工事業  ～9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体した後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7℃、湿度59パーセント(WBGT値27℃相当)であった。 被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。
2	令和5年 7月 12時頃	農業  ～9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	被災者は、10時の休憩後、スポーツ施設敷地内で剪定等の植栽管理作業を一人で行っていた。休憩まで一緒に作業をしていた代表者が現場に戻り、倒れている被災者を発見、救急搬送されたが熱中症により死亡した。
3	令和6年 7月 10時頃	その他の製造業 (クリーニング業)  100人～299人	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	工場内で作業中、体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから病院に搬送された。診察の結果、脱水症状及び血圧低下の診断を受け入院したが、翌日の朝、熱中症を原因とした急性心筋梗塞で死亡した。
4	令和7年 7月 14時頃	その他の建設業  ～9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	被災者は同僚と共に午前8時頃から農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開。午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行き休憩するよう促した。10分程度経っても戻って来なかったため、同僚が見に行ったところ、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、その後別の病院に転院したが、約2か月半後に死亡した。

# 令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和8年3月19日制定

## 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、令和4年から令和6年の3年連続で、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いたことから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっている。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、死傷者数については、建設業278人、製造業337人となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

## 2 期間

令和8年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和8年4月を準備期間とし、令和8年7月を重点取組期間とする。

## 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

## 法人全国警備業協会

### 4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

### 5 後援（予定）

関係省庁

### 6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

### 7 主唱者の実施事項

#### (1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの運営

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

(イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

#### (2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 9 各事業場における重点実施事項

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（別添）に基づく措置を実施することが望まれる。

このため、準備期間中は、同ガイドラインを踏まえた準備、事前確認、検討等を重点的に行うとともに、重点取組期間中は、当該措置の確実な実施、取組状況の総点検、必要に応じた追加対策の検討等を行う。

## 職場における熱中症防止のためのガイドライン

### 第1 目的等

#### 1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育等の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことにより、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的とする。事業者、作業従事者（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第15条第1項に規定する者。以下同じ。）だけでなく、注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する労働者以外の作業従事者（以下「労働者と異なる場所で就業する個人事業者等」という。）においても、本ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施することが望ましい。

#### 2 適用

本ガイドラインは、熱中症のおそれのある全ての作業を対象とする。

#### 3 実施事項

事業者は、第2に基づき、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3に掲げる措置から選択して実施することが考えられる。なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に定められた措置は、実施しなければならないこと。

作業従事者についても、自らの作業環境等における熱中症によるリスクの有無などについて、自らで危険予知を行い、可能な範囲でリスクの低減に努めることが求められる。

なお、労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、自らの熱中症の発症を予防するために、各種支援を活用しつつ、事業者と同様の対応を行うことが望ましいこと。

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

熱中症リスクを評価するためには、まず、事業場において、熱中症リスクとなり得る暑熱に関する要因があるかを特定すること。暑熱に関する要因としては、

- ・ 身体からの熱放散の阻害要因として、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具
- ・ 身体からの熱産生の上昇要因として、④身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

具体的には、事業場において、温度や湿度が高くないか、連続した作業をしていないか、通気性や透湿性が低い衣服や呼吸用保護具を着用していないか、身体作業負荷が大きい作業をしていないかなどについて検討すること。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握

熱中症リスクを評価するために最も基本となる手法は、WBGT の把握である。

WBGT は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数であり、作業場所に WBGT 指数計を設置する等により、湿球黒球温度の値（以下「WBGT 値」という。）を求めることが望ましいこと。

WBGT 値の把握に当たり、日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合があること。

WBGT 値の把握は、上記日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握（時刻や場所によって気温が変化することを考慮することが望ましい。）を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意すること。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要であること。

なお、地域を代表する一般的な WBGT は環境省熱中症予防情報サイト等に掲載されている。

### 3 熱中症リスクの評価・検討

把握した WBGT 値を元に、作業や作業場所の状況に応じ、連続作業時間、服装、作業の身体負荷を勘案し、熱中症リスクが大きいかどうかを見積もること。熱中症に関するリスクの見積り、措置の検討は以下のように行うことが考えられる。

#### (1) 熱中症リスクの評価

2で示した方法により WBGT 値を把握した上で、実測した WBGT 値に対し、表1-2に基づき着衣補正を行うこと。着衣補正値を加えた WBGT 値を、表1-1に掲げる身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値に照らして、熱中症リスクを正しく見積もること。着衣補正値を加えた WBGT 値が、表1-1に掲げる WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

なお、着衣補正値を加えた WBGT 値が WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又はそもそも WBGT 基準値を算出することができないときなど、熱中症リスクがあるときは、当該 WBGT 値が WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合と同様に、対策を行うことが望ましいこと。

#### (2) 熱中症リスクの低減のための措置の検討

ア まずは、着衣補正値を加えた WBGT 値に係る作業場所の WBGT 値の低減を検討すること（作業環境管理）。低減の方法については第3の2を参考に、事業場の実情を踏まえて検討すること。

イ WBGT 値の低減のための措置を行うことができない又は行っても WBGT 値が WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合には、第3の3を参考に、事業場の実情を踏まえて作業管理を検討すること。

ウ 一般に暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており暑さに対する身体の調節機能も低下している高年齢作業従事者や、熱中症の発症リスクに影響を与える可能性のある疾病や障がいを持つ作業従事者については、作業管理の検討の際、作業時間の短縮、身体作業強度の低減等を検討するなど、特に留意すること。

### 第3 熱中症リスクに応じた措置

#### 1 労働衛生管理体制の確立等

事業場における熱中症防止対策については、衛生委員会、安全衛生委員会又はこれらを設けていない事業場における労働者の意見を聴く機会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要である。また、夏季の対策の効果を、秋季や冬季などに同様の会議体で確認し、次の年の夏季に向けた対策に活用することが望ましいこと。

##### (1) 各種管理者等の選任と役割

事業者は、産業医の意見も参考にしながら、衛生管理者（50人未満の事業場では安全衛生推進者又は衛生推進者）を中心に、本ガイドラインに掲げる熱中症防止対策について検討させ、以下の（ア）～（ク）に掲げる業務を行わせるとともに、事業場における熱中症防止に係る責任体制の確立を図ること。

なお、職長等の現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、5の（1）の教育研修を受けた者等熱中症について必要な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任すること。

（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。

（イ）WBGT 値の低減対策を検討し、その実施状況を確認すること。

（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各作業従事者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる作業従事者は第3の3の（2）に示す暑熱順化プログラムに沿って暑熱順化を行う必要があること。

（エ）朝礼時等作業開始前において作業従事者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

（オ）作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行う。事業者は、評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を検討すること。

（カ）職場巡視を行い、作業従事者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

（キ）退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(ク) 熱中症に関する労働衛生教育の実施状況を確認すること。

(2) 作業手順・作業計画の策定

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業手順・作業計画を策定すること。作業手順・作業計画には、特に新規入職者や休み明けの作業従事者については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等を十分に考慮した暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要があること。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、作業場の設備、休憩場所、作業従事者の服装等の状況に基づいて実施する対策、労働衛生教育、労働衛生管理体制、あらかじめ定めた緊急時の体制等の状況を十分に踏まえたものとする。

(3) 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

事業者は、安衛則第 612 条の 2 に基づき、WBGT 値が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所において継続して 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業（以下「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行わせるときは、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。また、当該作業以外の作業に従事する者にも周知することが望ましいこと。報告体制の整備については、作業従事者から電話等による報告を受けることや第 3 の 3 の (6) の巡視のほか、2 人以上の作業者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるパディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理等が挙げられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

また、事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じた医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順や緊急連絡先を定め、

当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順等を周知させなければならないこと。

手順等の作成に当たっては、必要に応じて手順例①及び②を参考にされたいが、必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えないこと。

## 2 作業環境管理

### (1) WBGT 値の低減

事業者は、過去に熱中症による労働災害が発生した場所など、WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、以下に掲げる措置を例として WBGT 値低減対策を講ずること等により、WBGT 値の低減に努めること。

ア WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と作業従事者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備やミストシャワー等による散水設備などを設け、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検すること。

なお、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。

また、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後に湿度が上昇することや滑りやすくなることに注意すること。

### (2) 休憩場所の整備等

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効であるため、事業者は、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。休憩場所は、空調設備等を備えていることが望ましいが、場所によっては制約要件があることに留意すること。休憩場所は、以下の点に留意して確保すること。

ア 休憩の設備の設置については、作業場の性質により個別に可否を判断されるものであるが、港湾などの広い場所の場合は、熱中症の予防の観

点から、休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましいこと。

- イ 休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。
- ウ 休憩場所又はその近隣に空調設備、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる設備又は物品を設けること。
- エ 電気、水道等のインフラが使用できない場所であっても、日傘や日よけテント等により日陰を作ることなどが有効であること。
- オ 水分及び塩分の補給を行えるよう高温多湿作業場所の近傍に飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等の備付け等を行うこと。配備にあたっては、糖分、塩分の含有量が摂取者に分かるものが望ましいこと。
- カ 熱中症のおそれのある作業従事者を発見し、作業離脱、身体冷却を行う際、当該作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合は、休憩する者を一人きりにしないこと。熱中症のおそれのある又は発症した作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合に備え、例えば、1の（3）で定めた熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるために整備した緊急連絡先などの体制や、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を休憩室内に掲示することなどが考えられること。

### 3 作業管理

#### (1) 作業時間の短縮等

1の（2）で検討した作業手順・作業計画に基づき、熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。熱中症予防対策は、以下のものが考えられること。

- ア 作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること。休憩時間については、表1-1の注3を参考に、WBGT 基準値に応じたものとする。WBGT 値を測定し、着衣補正值を加えた WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場合に、やむを得ず作業を行うときは、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定することに留意すること。

- イ 身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること。
- ウ 可能であれば、日陰の場所に作業場所を変更すること。

## （２）暑熱順化

高温多湿作業場所において作業従事者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けること。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新規入職者などが新たに当該作業を行う場合、又は、作業従事者が長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、当該作業従事者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。その場合は、暑熱順化プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底すること。

暑熱順化の方法としては、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが挙げられる。特に、新規入職者等に対して他の作業従事者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

暑熱順化の方法の例としては、職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら7日以上かけて実施することが考えられる。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることも可能である。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われることに留意すること。

このため、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化した作業従事者についても、連休後には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行うことも考えられる。

暑熱順化ができていない場合には、特に作業時間の短縮を検討すること。なお、いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者を含め、夏季に短期間就労する者については、短期での暑熱下での作業を連続して繰り返して

いる場合など、暑熱順化ができていないと確実に把握できた場合を除き、原則として、暑熱順化されていない者として取り扱うことが望ましいこと。

### (3) プレクーリング

WBGT 値が高い暑熱環境下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングについては、体表面から冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法を検討すること。また、必要に応じて休憩時間中のプレクーリングも検討すること。

### (4) 水分及び塩分の摂取

安衛則第 617 条により、多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水を備え付けることが義務付けられており、当該作業場では、飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を備え付けなければならないこと。

高温多湿作業場所においては、作業従事者について自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、作業従事者の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、作業従事者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

塩分を摂取するときには、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム 40～80mg/100ml のスポーツドリンク等を 20～30 分ごとにカップ 1～2 杯程度を摂取することが望ましいが、摂り過ぎに注意すること。なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業従事者に周知すること。

特に、加齢や疾病によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。また、高血圧であって塩分等の摂取が制限される、糖尿病であって糖分等の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する作業従事者については、主治医、産業医等に相談させること。

### (5) 服装による身体冷却

作業の性質上通気性の確保等が困難ではない場合は、熱を吸収し、又は

保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備すること。服装等の選定に当たっては、作業の実態に合わせ、送風や送水により身体を冷却する機能を持つ服やヘルメットの中から適切なものを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用すること。

なお、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定程度有効ではあるが、そのみでは熱中症を防止することは困難であるため、他の対策と組み合わせて実施することが望ましいこと。

また、作業従事者の安全衛生確保のために、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（表 1-2）の必要性を考慮すること。

#### （6）作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、作業従事者の健康状態等（心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況）を確認し、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して作業従事者の健康状態を確認すること。また、長時間の単独作業を避け、なるべく短時間にさせること。複数の作業従事者による作業においては、作業従事者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の作業従事者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導すること。また、熱中症の発症しやすさには個人差があるため、単独作業が避けられない場合などは、ウェアラブルデバイス等の導入による作業従事者の状態のリアルタイムでの把握と組み合わせることを検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましいこと。

#### （7）業種・作業別の対応例

作業管理に当たり、業種・作業別の対応例は、以下のものが挙げられる。

##### ア 建設現場をはじめとする屋外作業の場合

- ・ 太陽の位置を考慮して日陰となる場所で作業を行う、早朝から作業を行い、早帰りとするなどにより直射日光下での作業時間を短縮する。

- ・ 休憩場所まで遠い場合は、移動時間を考慮した休憩時間を設定する。

#### イ 運送業等の場合

- ・ 日陰でこまめに休憩する。
- ・ 温度差の大きい車内外を行き来することで身体に負担がかからないよう、自動車運転時に窓を開けて走るなどして車内外の温度差を作らないようにする。
- ・ 自転車に給水ボトルを付け、水分摂取を容易にする。

ウ 重量物の運搬作業など身体作業強度が高い作業を行う場合は、台車、リフターを使用する、複数人で作業するなど1人当たりの身体作業への負荷を下げる。

エ 夜間のビルメンテナンス業等、屋内作業であっても冷房設備が停止している場合は、通気性の良い服装を着用させ、単独作業を避ける。

オ 調理場では、グリスフィルターの清掃により排気機能を確保し、温度上昇を抑制する。

カ WBGT値が極めて高い傾向にあるビニールハウス、畜舎等での作業は、早朝作業を行い、こまめに日陰で休憩する。

## 4 健康管理

熱中症の発症者については、当日又は前日に、睡眠不足、食欲低下、下痢や感冒様症状、全身倦怠感などの比較的軽微な体調変化が先行し、それが暑熱ばく露と重なることで急激に重症化する例が多いため、事業者による健康診断結果に基づく対応のみならず、作業開始前に、当日の体調に普段と異なる点がないか等を確認することや、作業従事者自身の日常の健康管理が重要である。

### (1) 健康診断結果に基づく対応

安衛則第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断の項目には、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び安衛法第66条の4及び第66条の5の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病の治療中等の作業従事者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

なお、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病は以下のものが挙げられる。その詳細については、「(参考) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等」を参照すること。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

## (2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う作業従事者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、安衛法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを作業従事者に対して教示するとともに、作業従事者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は作業従事者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導すること。

また、熱中症の具体的症状について作業従事者に教育し、作業従事者自身が早期に気づくことができるようにすること。

## (3) 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行うこと。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の作業従事者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた作業従事者をあらかじめ把握し、巡視の頻度を増やすなどして当該作業従事者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮すること。作業開始前に、作業従事者に対し、当日の体調に普段と

異なる変化がないか、睡眠不足等がないかなど、声かけなどをすることが望ましいこと。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行うこと。

また、休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状況を確認できるようにすること。

作業従事者は、作業当日に体調に普段と異なる変化や、睡眠不足等がある場合は、職長等の管理者に申し出ることが望ましいこと。これらの情報を申し出られた事業者は、その情報について、プライバシーに配慮して取り扱うこと。

## 5 労働衛生教育

事業場で熱中症防止対策を的確に行うためには、対策に関わる熱中症予防管理者、職長等現場で作業従事者を指揮する者及び作業従事者に対し、それぞれ(1)～(3)に掲げる事項、範囲及び時間により、熱中症に係る労働衛生教育を行うことが望ましい。なお、教育の実施時期については、雇入れ時教育の機会に行うなど、事業場の実情を踏まえたものとする。また、簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましいこと。

教材は、厚生労働省が運営しているポータルサイトに掲載しているものも活用できること。なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用すること。

(1) 熱中症予防管理者労働衛生教育（必要に応じて衛生管理者や安全衛生推進者も受講することが望ましい。）

事項	範囲	時間
(1) 熱中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"><li>・熱中症の概要</li><li>・職場における熱中症の特徴</li><li>・体温の調節</li><li>・体液の調節</li><li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li></ul>	30分
(2) 熱中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"><li>・熱中症リスク要因と WBGT（意味、WBGT 基準値に基づく評価）</li><li>・作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等）</li><li>・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li></ul>	150分

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、作業従事者の健康状態の確認、身体の状態の確認等）</li> <li>・労働衛生教育（作業従事者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・熱中症予防対策事例</li> </ul>	
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告体制の整備及び周知・手順等の作成及び周知</li> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>	15分
(5)	関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の関係法令等</li> </ul>	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

(2) 職長等現場で作業従事者を指揮する者向け教育

事項	範囲	時間	
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	10分
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・作業管理（作業時間の短縮、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・健康管理（日常の健康管理、作業従事者の健康状態の確認、身体の状態の確認等）</li> <li>・熱中症予防対策事例</li> </ul>	25分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告体制の整備及び周知・手順等の作成及び周知</li> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>	10分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>	10分
(5)	関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の関係法令等</li> </ul>	5分

注 (1)の熱中症予防管理者労働衛生教育の受講で代替可能。

(3) 作業従事者向け教育（短時間で、繰り返すことが望ましいこと。）

事項	範囲
(1)	熱中症の症状

- ・熱中症の概要
- ・職場における熱中症の特徴
- ・体温の調節
- ・体液の調節

		・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・WBGTの意味 ・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例

## 6 異常時の措置

熱中症を疑わせる具体的な症状については表2に掲げる「熱中症の症状と分類」を参考にすること。

熱中症を疑わせる症状が現れた場合、周囲の作業従事者等は、熱中症が疑われる作業従事者を、必ず、一旦、作業から離し、救急処置として涼しい場所で当該者の身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行わせること。また、症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

なお、周囲の作業従事者等は、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしてもためらわずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行うこと。判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにしたりせず、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましいこと。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、十分に涼しい休憩場所に避難させた上で、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）や経口補水液などの水分・塩分を摂取させる、作業着を脱がせて水をかけて全身を急速冷却する、アイスバスに入れる、ミストファンを当てる、濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てるなどにより効果的な身体冷却に努めること。この間、容態が急変する可能性があることから、熱中症を生じたおそれがある作業従事者を一人きりにすることなく、他の作業従事者等が見守ることが重要である。

熱中症を疑わせる症状としては、ふらつき、発汗、けいれん、めまい、頭痛等が挙げられるので、5の（3）の労働衛生教育で作業従事者に周知すること。

## 7 その他

### （1）実施時期

当年の気温上昇の状況や地域差にもよるが、おおむね4月中までに、夏季に「第2 熱中症のリスクの評価」、第3の「1 労働衛生管理体制の確立等」、「2 作業環境管理」、「3 作業管理」、「4 健康管理」、「5 労働衛生教育」が円滑かつ継続的に実施できるよう準備することが望ましいこと。

特に、気温が急激に上昇する時期や、猛暑日等は、熱中症の発生リスクが高くなる傾向があることから、作業従事者に対して、いつも以上に注意喚起することが重要である。

(2) いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について

いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者については、当然に安衛則第612条の2で定めた体制や手順の周知対象である上、雇入れ時教育の対象ともなる。そのため、当該労働者を使用する事業者は、特に夏季においては、これらの労働者に対しても、法令や本ガイドラインに基づく措置を講じること。

(3) 注文者や作業場所管理事業者による配慮

仕事を他人に注文する者については、特に当該仕事に係る夏季の屋外作業が、熱中症のおそれのある作業となる可能性が高いことから、経費や工期・納期について配慮することが望ましいこと。

また、注文者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩や水分補給をする可能性があることについて理解することが重要である。

作業場所管理事業者については、当該場所で作業する作業従事者が熱中症を発症した際は、当該作業従事者の緊急連絡先や医療機関に連絡することが望ましいこと。そのためには、作業従事者は、緊急連絡先や、可能であれば既往歴を記載したカードを携行する、着用している服の分かりやすいところに貼るなど、工夫することが重要である。

また、作業場所管理事業者は、当該場所での作業を請け負った事業者から休憩場所について要望等を受けた場合は、誠実に協議して適切に対応することが望ましいこと。

併せて、注文を受けた者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩等する可能性があることについては、あらかじめ注文

者や作業場所管理事業者に対して伝達することが望ましいこと。

(4) 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、熱中症による重篤化の防止のためには、熱中症の症状を自覚したときの連絡先や手順を自ら決定して対応するなど、本ガイドラインを参考に自ら熱中症防止に取り組むことが必要であることに留意すること。なお、熱中症の症状を自覚したときの連絡先としては、#7119などが考えられること。

また、作業従事者向けの教材や、元方事業者などから配布される資料などを用いて、繰り返し自ら熱中症の症状や防止対策などの知識を習得することが重要である。

表 1-1 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h~5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；シヨベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h~7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504 (熱環境の人間工学—WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書 A 「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件 (又は類似若しくはそれ以上の極端な条件) にばく露された人」をいう。

注3 身体を冷却する服を着用していないなど、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」: 暑熱順化した作業員において、WBGT 値が基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましいこと。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましいこと (以下の表を参照)。

WBGT 基準値からの超過	休憩時間の目安 (1時間当たり)
1℃程度超過	15分以上
2℃程度超過	30分以上
3℃程度超過	45分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、休憩時間を、注3に示した休憩時間の目安より短縮し、又は作業中止とする WBGT 基準値からの超過の水準を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の作業従事者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、第3の4 (2) に掲げる「作業中の作業員の健康状態の確認」に当たっては、周辺の作業従事者との間で2人1組で「パディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

(参考)

- ・ ファン付き作業服の着用で、休憩時間を短くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで15分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量を約 20% 減少させる効果があることもわかっている。

表 1-2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

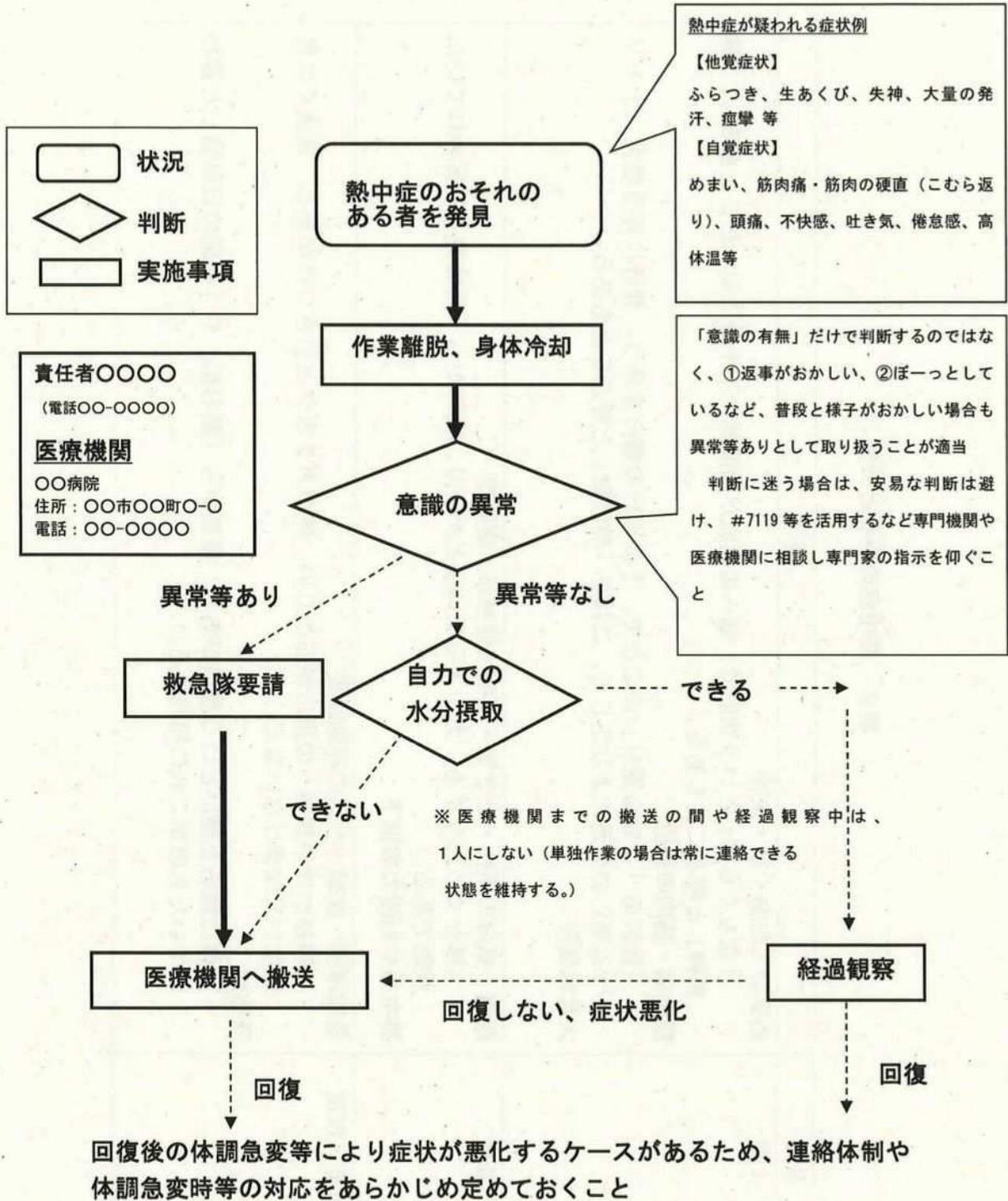
注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、その共重合体等の総称である。

表2 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I度	<p>めまい・生あくび・失神                      (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。)</p> <p>筋肉痛・筋肉の硬直                      (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。)</p> <p>大量の発汗</p>	小
II度	<p>頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感                      (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。)</p> <p>集中力や判断力の低下</p>	
III度・IV度	<p>意識障害・痙攣・手足の運動障害                      (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。)</p> <p>高体温                      (体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。)</p>	大

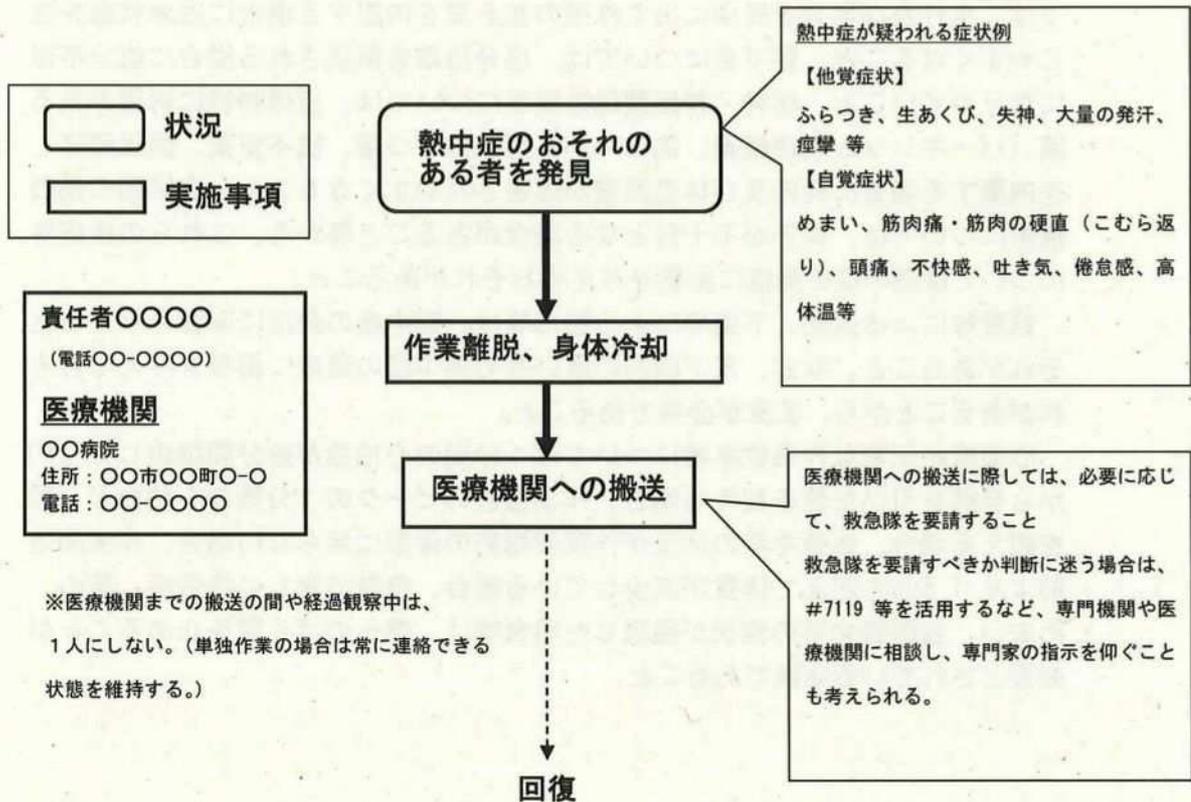
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



## 手順例②

### 熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

(参考) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

糖尿病については、血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う水分が増加し、脱水状態を生じやすくなること、高血圧症及び心疾患については、水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること、腎不全については、塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいこと、精神・神経関係の疾患については、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調整が阻害されやすくなること、広範囲の皮膚疾患については、発汗が不十分となる場合があること等から、これらの疾病等については熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。

感冒等による発熱、下痢等による脱水等は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。なお、皮下脂肪の厚い者も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、留意が必要であること。

心機能が正常な作業従事者については1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの1分後の心拍数が120を超える場合、休憩中等の体温が作業開始前の体温に戻らない場合、作業開始前より1.5%を超えて体重が減少している場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合等は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であること。

2025年（令和7年） 職場における熱中症による死傷災害の発生状況  
（令和7年12月末速報値）

出典：労働者死傷病報告



※ 各年の速報値は、1月1日～12月31日までの間に発生した熱中症に係る労働災害で、翌年概ね1月7日までに労働者死傷病報告が提出されたものを集計したもの。

1 職場における熱中症による死傷者数の状況（2016～2025年）

職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）の速報値は、2025年に1,681人と、死傷者数について統計を取り始めた2005年以降、最多となった。うち、死亡者数は、2024年同期比で50%減少した。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2016年～2025年 12月末速報値）（人）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
462	528	1,128	790	919	547	805	1,045	1,195	1,681
(12)	(16)	(29)	(26)	(19)	(20)	(28)	(28)	(30)	(15)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

## 2 業種別発生状況（2021～2025年）

2025年の死傷者数1,681人について、業種別でみると、製造業が337人、建設業が278人の順で多くなっている。死亡者数については、15人のうち建設業が5人と最も多く発生しており、次いで、警備業が2人となっている。

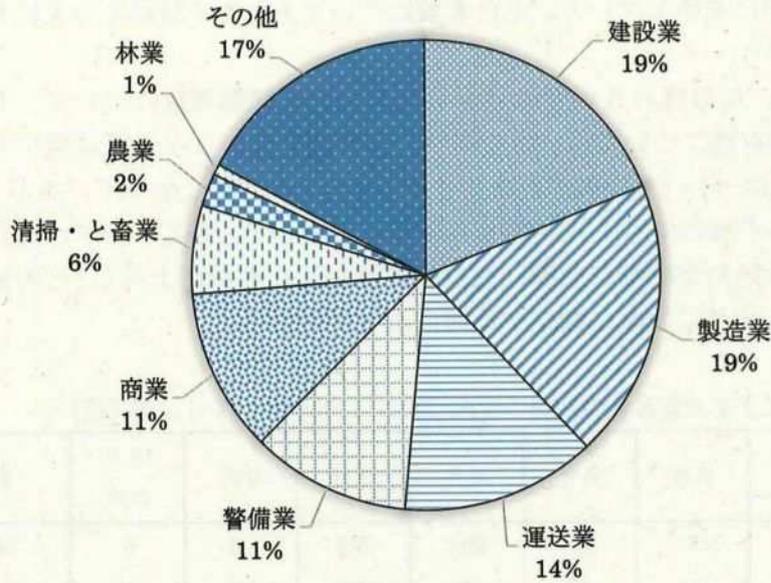
また、2021年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、業種別でみると、死傷者数は製造業、建設業の順で多く発生しており、死亡者数は建設業、製造業の順で多く発生している。いずれの年もこの2業種で死傷者数は約4割を占めているが、死亡者数は年度により割合にばらつきがあり、約4割から約6割程度を占めている。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2021～2025年 12月末速報値） (人)

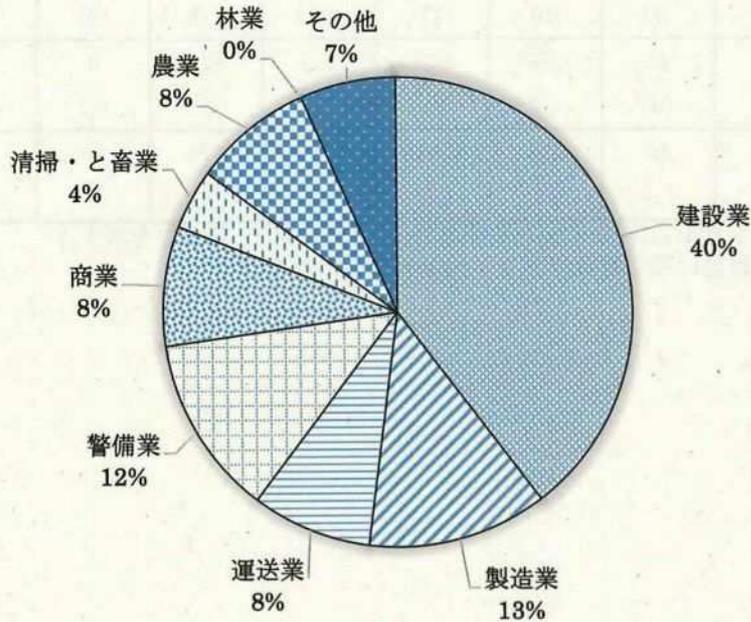
業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2021年	128 (11)	85 (2)	59 (1)	65 (1)	61 (3)	28 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	547 (20)
2022年	172 (13)	144 (2)	126 (1)	90 (6)	79 (1)	56 (2)	20 (2)	6 (0)	112 (1)	805 (28)
2023年	202 (11)	220 (4)	137 (1)	103 (4)	118 (3)	55 (0)	25 (4)	7 (0)	178 (1)	1,045 (28)
2024年	216 (8)	227 (6)	186 (6)	136 (2)	113 (2)	72 (2)	29 (1)	10 (0)	206 (3)	1,195 (30)
2025年	278 (5)	337 (1)	201 (1)	186 (2)	221 (1)	110 (1)	31 (1)	9 (0)	308 (3)	1,681 (15)
計	996 (48)	1,013 (15)	709 (10)	580 (15)	592 (10)	321 (5)	119 (10)	39 (0)	904 (8)	5,273 (121)

※ ( )内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

熱中症による業種別死傷者数の割合 (2021~2025年)  
(12月末速報値の合計)



熱中症による業種別死亡者数の割合 (2021~2025年計)  
(12月末速報値の合計)



### 3 月・時間帯別発生状況 (2021~2025年)

#### (1) 月別発生状況

2025年の死傷者数1,681人について、月別で見ると、約7割が7月又は8月の2ヶ月間に集中している。死亡者数についても、約7割が7月又は8月に集中している。

また、2021年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、月別で見ると、死傷者数については、約8割が7月又は8月の2ヶ月間に集中している。死亡者数についても2022年は6月に10人の方が亡くなっているが、これを除けば、いずれの年も7月又は8月に集中している。多くの年で、6月~7月の暑くなり始めた時期に急激に死傷者数及び死亡者数が上昇し、その後に横ばいになり、9月に急激に減少する傾向が見て取れる。

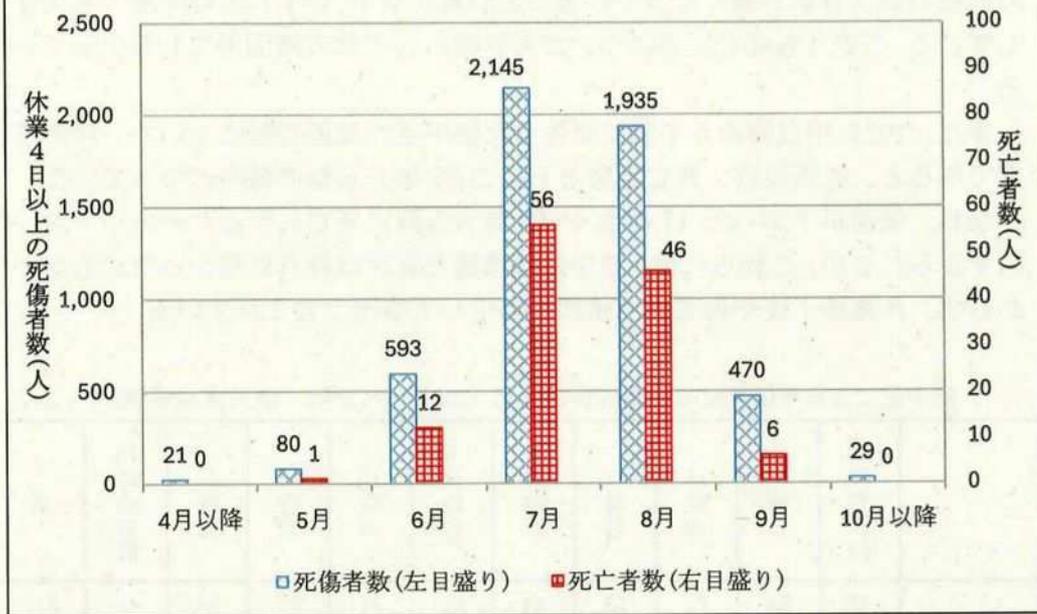
熱中症による死傷者数の月別の状況 (2021~2025年 12月末速報値) (人)

	4月 以前	5月	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
2021 年	4 (0)	7 (1)	39 (0)	208 (7)	263 (12)	20 (0)	6 (0)	547 (20)
2022 年	1 (0)	14 (0)	181 (10)	283 (8)	273 (10)	45 (0)	8 (0)	805 (28)
2023 年	4 (0)	20 (0)	61 (1)	416 (16)	462 (9)	78 (2)	4 (0)	1,045 (28)
2024 年	2 (0)	17 (0)	54 (0)	561 (17)	408 (12)	151 (1)	2 (0)	1,195 (30)
2025 年	10 (0)	22 (0)	258 (1)	677 (8)	529 (3)	176 (3)	9 (0)	1,681 (15)
計	21 (0)	80 (1)	593 (12)	2,145 (56)	1,935 (46)	470 (6)	29 (0)	5,273 (121)

※ 4月以前は1月から4月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ ( )内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

熱中症による月別死傷者数 (2021~2025年計)  
 (12月末速報値の合計)



(2) 時間帯別発生状況 (2021~2025 年)

2025 年の死傷者数 1,681 人について、時間帯別でみると、午前中や午後 3 時前後の被災者数が多くなっていることが窺えるが、いずれの時間帯でも発生している。このうち死亡災害についても同様にいずれの時間帯でも発生している。

また、2021 年以降の 5 年間に発生した熱中症の死傷者数について、時間帯別でみると、死傷災害、死亡災害ともに 2025 年と同様の傾向となっている。

なお、気温が下がった 17 時台や 18 時台以降に死亡に至るケースが少なからずみられるが、これらには、日中には重篤な症状はみられなかったにもかかわらず、作業終了後や帰宅後に体調が悪化した事案が含まれている。

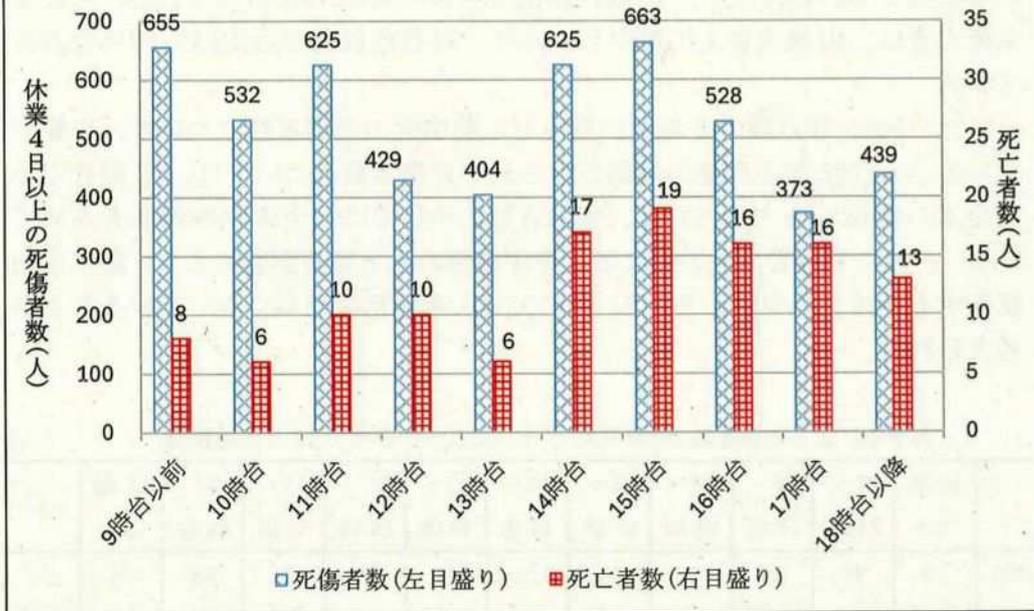
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2021~2025 年 12 月末速報値) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
2021 年	47 (0)	55 (1)	72 (3)	53 (4)	44 (3)	62 (3)	71 (0)	59 (3)	36 (3)	48 (0)	547 (20)
2022 年	98 (1)	74 (3)	87 (1)	52 (3)	72 (2)	112 (3)	103 (6)	89 (2)	53 (3)	65 (4)	805 (28)
2023 年	138 (4)	105 (1)	151 (5)	99 (1)	69 (0)	115 (5)	118 (2)	99 (1)	69 (7)	82 (2)	1,045 (28)
2024 年	155 (3)	122 (1)	129 (1)	92 (2)	86 (0)	130 (3)	156 (7)	119 (7)	97 (3)	109 (3)	1,195 (30)
2025 年	217 (0)	176 (0)	186 (0)	133 (0)	133 (1)	206 (3)	215 (4)	162 (3)	118 (0)	135 (4)	1,681 (15)
計	655 (8)	532 (6)	625 (10)	429 (10)	404 (6)	625 (17)	663 (19)	528 (16)	373 (16)	439 (13)	5,273 (121)

※ 9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

熱中症による時間帯別死傷者数 (2021~2025年)  
(12月末速報値の合計)



#### 4 年齢別発生状況（2021～2025年）

2025年の死傷者数1,681人について、年齢別でみると、死傷者は、いずれの年齢層でもみられるが、50歳代以上で全体の約52%を占めている。そのうち死亡者は、40歳代以上に集中しており、50歳代以上で全体の約87%を占めている。

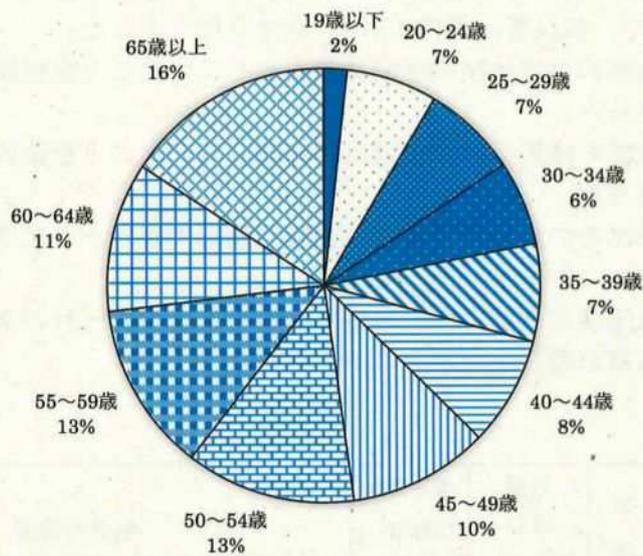
また、2021年以降の5年間に発生した熱中症の死傷者数について、年齢別でみると、2025年と同様の傾向がみられ、死傷者数については、50歳代以上で全体の約52%を占めており、死亡者数については、全体の約65%を占めている。一般に高齢者は、加齢による身体機能の低下等の影響により、熱中症を発症するリスクが高いことから、死亡災害に至る割合が高くなっていることが考えられる。

熱中症による死傷者数の年齢別の状況（2021～2025年 12月末速報値） (人)

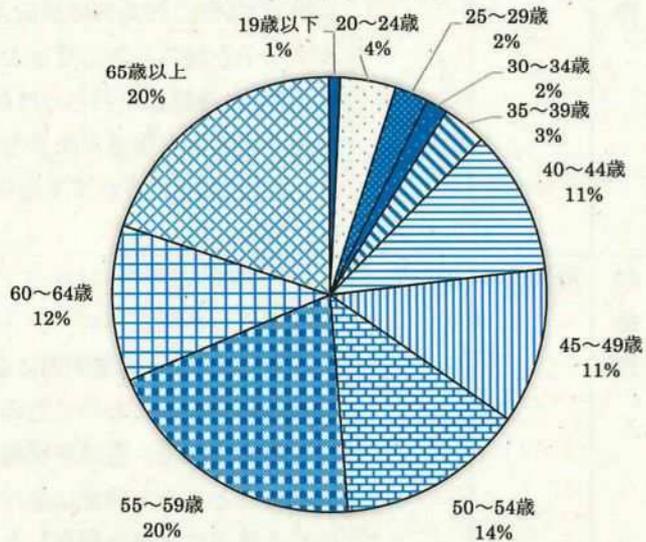
	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
2021 年	12 (1)	45 (0)	24 (0)	41 (0)	34 (2)	52 (2)	67 (3)	60 (3)	70 (4)	58 (1)	84 (4)	547 (20)
2022 年	10 (0)	37 (2)	71 (1)	59 (2)	64 (0)	70 (1)	101 (5)	92 (3)	90 (4)	125 (3)	86 (7)	805 (28)
2023 年	19 (0)	72 (2)	69 (2)	46 (0)	84 (1)	86 (5)	116 (1)	130 (3)	124 (4)	113 (4)	186 (6)	1,045 (28)
2024 年	17 (0)	65 (1)	88 (0)	67 (0)	85 (1)	103 (4)	106 (4)	156 (4)	168 (8)	129 (3)	211 (5)	1,195 (30)
2025 年	34 (0)	139 (0)	120 (0)	119 (0)	118 (0)	119 (1)	164 (1)	228 (4)	214 (4)	163 (3)	263 (2)	1,681 (15)
計	92 (1)	358 (5)	372 (3)	332 (2)	385 (4)	430 (13)	554 (14)	666 (17)	666 (24)	588 (14)	830 (24)	5,273 (121)

※ ( )内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合 (2021~2025年)  
(12月末速報値の合計)



熱中症による年齢別死亡者数の割合 (2021~2025年)  
(12月末速報値の合計)



## 5 2025年の熱中症による死亡災害の事例

### 【死亡災害全体の概要（令和8年2月27日時点で把握しているもの）】

- ・総数は15件で、被災者は男性15件、女性0件であった。
- ・発症時・緊急時の報告体制の整備及び周知していたことを確認できなかった事例が2件あった。
- ・発症時・緊急時の措置手順の作成及び周知していたことを確認できなかった事例が3件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が8件あった。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は7件あった。

### 【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温 (注1)	暑さ指数 (WBGT) (注2)	事案の概要
1	6	警備業	70歳代	34.4℃	30.1℃	被災者は、道路工事の交通誘導の作業が一時中断した際、歩道の木陰で横たわりながら休憩していた。作業再開が伝えられたため、ヘルメットを被ろうとしたところふらついて倒れ、地面に後頭部を打ちつけた。意識はあったものの頭部から出血が止まらない状態であったため、救急搬送されて手術を行ったが、16日後に死亡した。
2	7	産業廃棄物処理業	40歳代	38.0℃	28.3℃	被災者は、工場内において、ファン付き作業服を着用し不燃ごみのペットボトル選別作業に従事していた。終業間際になり、清掃作業をするため、屋外において竹ぼうきを使用して掃き掃除した際、意識が朦朧として倒れそうになったところを同僚に助けられ、事務所に向かう途中で意識を喪失したため、救急搬送された。搬送先の病院で療養していたが、容態が急変し3か月後に死亡した。

3	7	警備業	50 歳代	31.3℃	29.4℃	被災者は工事現場において交通誘導に従事していた。13時頃体調に異変を感じたため、現場付近で休憩をとり、14時頃には一度現場に戻った。15時に所定の休憩時間のため作業を離れたが、休憩の15分を経過しても現場に戻らなかった。15時50分頃、現場から約800m離れた路上で倒れているところを通行人により発見され、救急搬送されたが死亡した。
4	7	その他の 広告・あ せん業	50 歳代	33.8℃	30.2℃	被災者は新聞の営業を行うため、13時30分から営業エリア内を自転車で移動していた。18時頃、倒れているところを近隣の工事現場の者によって発見された。
5	7	機械器具 設置工事業	50 歳代	32.5℃	32.0℃	被災者は同僚と共に8時頃から、農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。13時30分頃、被災者の体調が悪そうだったことから、同僚に車の日陰に行き休憩するよう促された。約10分後様子を見に来た同僚に、車の後部で倒れているところを発見され、救急搬送されたが74日後に死亡した。
6	7	農業	50 歳代	34.6℃	31.4℃	被災者は住宅街にある緑地において、午前中から刈られた草を集めてダンプトラックに積み込む作業に従事していた。午後になり、ふらついているところを事業主に発見され、スポーツドリンク等を飲み休憩した。約15分後に様子を見に来た事業主によってトラックに乗せられ、エアコンをつけ休憩していたが、手が痙攣していたことから救急搬送されたものの死亡した。
7	7	上下水道 工事業	60 歳代	28.7℃	25.8℃	被災者は新造する土場に別の土場から資材を運び入れる作業に従事しており、15時40分頃に作業を終えた。被災者には特段次の作業指示は出しておらず、その後の行動は不明であるが、18時頃に別件で当該土場を訪れた専務取締役役に倒れているところを発見され、意識はあるが会話は困難な状態であったことから救急搬送されたが翌日死亡した。

8	7	鉄道・軌道業	60歳代	29.4℃	25.7℃	被災者は朝から電車の線路沿いで除草作業に従事していた。昼休憩後しばらくして体調が悪くなったため、上司の指示で冷房が効いた車内で休憩し、一旦体調は復調し、作業に復帰した。勤務終了後、再度、体調が悪くなったため、冷房が効いた休憩室で休憩していたが、上司に意識不明の状態で見られ、救急搬送されたものの、死亡した。
9	7	鉄道車両・同部分品製造業	60歳代	27.3℃	25.7℃	被災者は、工場内で新幹線の車両の組付けを行う作業に従事していた。作業場を一時離脱して作業場で座り込んでいたところを、協力会社の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施した。約1時間後、帰宅のためタクシーに乗車しようと立ち上がったところ、倒れ込み、救急搬送されたものの、3日後に死亡した。
10	8	その他の土木工事業	40歳代	33.8℃	31.6℃	被災者は道路除草工事において、除草作業補助として道路上の雑草の残りがすをプロワーで清掃する作業等に従事していた。作業中の15時30分頃に倒れ、救急搬送されたが死亡した。
11	8	業一般貨物自動車運送	50歳代	33.6℃	29.2℃	被災者はガソリンスタンドで、17時30分頃からタンクローリーに積載していた燃料油を地下タンクへ移送していた。20時00分頃にガソリンスタンドの従業員が確認したところ、被災者がタンクローリーの上で倒れており、救急車到着時には既に死亡していた。
12	8	病院	60歳代	35.8℃	31.5℃	被災者は病院敷地内の園庭で、汚水ポンプの清掃作業に従事していた。作業場所から50m離れた場所で仰向けに倒れているところを、同僚が発見された。同院にて身体の冷却、点滴等を行い、総合病院に救急搬送したが、翌日死亡した。

13	9	鉄骨・鉄筋 屋建築工事業 コンクリート造家	50 歳代	34.7℃	31.4℃	被災者は集合住宅の新築工事現場で、解体された壁型枠の材料を上階の同僚に手渡しする作業に従事していた。作業中に床に座り込んでいたところを同僚に発見された。意識はあり、水分補給をしてエアコンがある車内で休んでいたが改善せず、同僚の車で病院へ向かう途中に意識不明となり、救急搬送されたが死亡した。
14	9	燃料小売業	50 歳代	34.6℃	31.0℃	被災者は体調の悪い様子が事務所内の椅子に座っているところを発見された。その後、救急搬送されたが死亡した。
15	9	道路建設工事業	50 歳代	33.2℃	31.5℃	被災者は道路改良工事現場において、午前中から型枠解体等の屋外作業に従事していた。昼休憩後から行われた現場内の片付け作業時に被災者の姿が見えなくなり、同僚らが被災者を探したところ、15時30分頃に冷房が効いた軽トラックの車内で倒れた状態で発見された。発見後、病院へ救急搬送されたが、2日後に死亡した。

(注1) 現場での気温は、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所等における気温を参考値として用いている。

(注2) 現場での暑さ指数(WBGT)は、環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数(WBGT)を参考値として用いている。

## 職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書

～令和8年夏に向けて～

### 1 はじめに

- 気候変動の影響により、年平均気温は上昇傾向にある。このため、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移している。政府においては、各種の取組を進めてきたところ、「熱中症対策実行計画」（令和5年4月28日策定）を策定し、熱中症対策を一層推進している。
  
- 職場における熱中症については、厚生労働省において、その予防に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（以下「基本対策要綱」という。）で事業者の実施すべき事項を取りまとめ、対策を推進している。
  
- しかしながら、近年、休業4日以上之死傷者数は増加傾向にあり、死亡者数は毎年20～30人程度で推移している。また、熱中症による死亡者数は労働災害による死亡者数全体に占める割合が、墜落・転落等の他の災害よりも高く、一層の対策が必要である。このような状況を踏まえ、令和7年に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を改正し、職場における熱中症対策を強化したところである。
  
- 当該対策は、主として熱中症の重篤化による死亡災害を防止することが目的である。労働政策審議会の議論において、改正省令による改正に加え、今後、予防策を検討することが必要とされた。  
こうしたことを受け、厚生労働省において、「職場における熱中症防止対策のための検討会」（以下「本検討会」という。）を設置し、令和8年夏に向けた対策について検討を行った。
  
- 本報告書の本文は、本検討会における検討結果をとりまとめたものであり、別添と合わせて、本検討会の報告書とするものである。

### 2 これまでの取組

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第22条、安衛則第606条等により、事業者は、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じることが義務付けられている。  
こうした中、厚生労働省においては、熱中症対策を推進するため、熱中症対策に係る取組を体系的に整理し、令和3年、基本対策要綱を策定した。
- 平成29年度からは、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の毎年実施や、「職場における熱中症ポータルサイト」により、作業現場における具体的な熱中症予防対策等を情報発信している。
- 令和2年度からは、「エイジフレンドリー補助金」で、体温を下げるための機能のある服をはじめとする機器の導入等、熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費について、支援している。
- 以上に加え、令和7年、改正省令により、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に、報告体制の整備、手順等の作成等の措置を講じることが義務付けた（安衛則第612条の2）。

### 3 令和7年夏の状況

#### (1) 労働災害発生状況

- 令和7年夏の熱中症による労働災害発生件数の速報値（令和7年12月末時点）は令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上死傷者数は約41%増加したが、死亡者数は、50%減少した（図1・図2）。



図1 職場における熱中症による死傷者数の推移 (12月末時点)

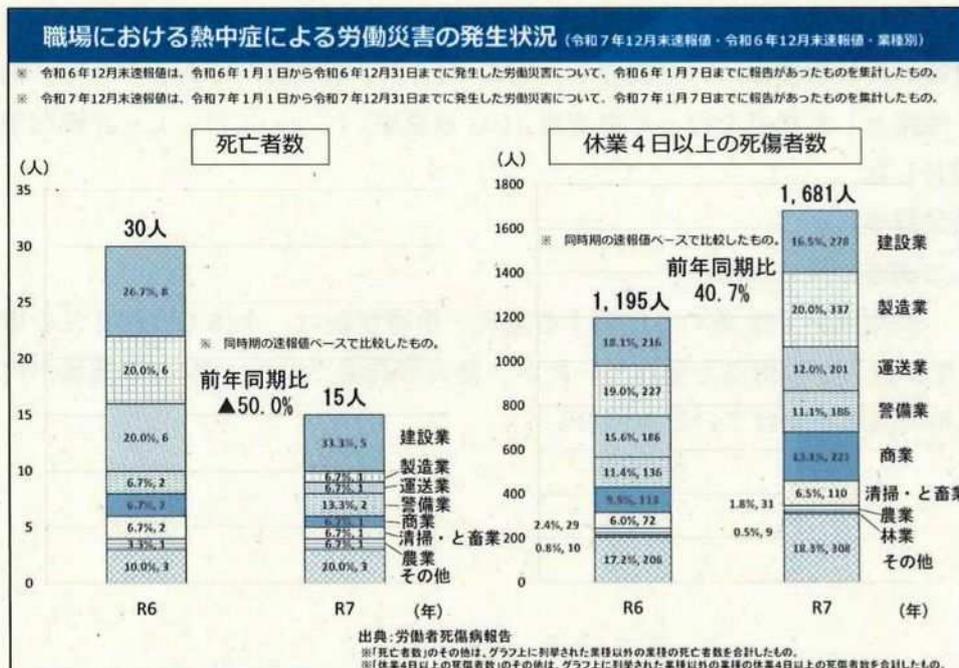


図2 職場における熱中症による労働災害の発生状況 (12月末時点)

○ 気象庁によると、令和7年6～8月の平均気温偏差（基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差）は、+2.36℃と、統計開始以来最高を記録しており、休業4日以上死傷者数の増加の一因となったと推測される。

○ また、改正省令により、事業場における熱中症の重篤化防止対策が一段と進み、当該改正が主な目的としていた熱中症の重篤化による死亡災害の防止が図られたと考えられる。

ただし、以上の数値はあくまでも12月末時点の速報値であることに留意が必要である。改正省令による効果に係る最終的な評価は、翌年5月末に公表される確定値を踏まえて行うことが適当である。

## （2）事業場における取組状況

### （ア）監督署調査結果（付票集計）

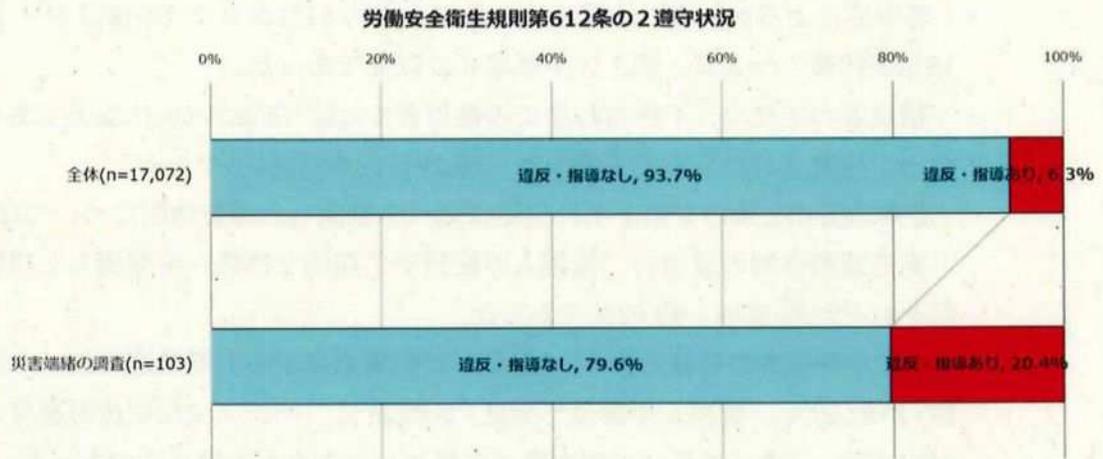
#### （調査概要）

本調査は、令和7年6月1日から9月30日の間に労働基準監督署が指導を行った、建設業、製造業、運送業及び警備業の事業場を対象として、熱中症のおそれのある作業がどの程度あるか、改正省令による改正後の安衛則第612条の2（以下単に「安衛則第612条の2」という。）の遵守状況、暑熱順化等各熱中症対策の実施状況について調査したもの（17,072事業場）である。うち、熱中症を端緒とした指導を行った事業場（103事業場）については、より詳細な項目を調査した。

#### （結果概要）

この調査結果によると、

- ・ 安衛則第612条の2に関する違反・指導状況は、全体では約6%の事業場が何らかの指導を受けていたが、発災事業場では約20%の事業場が何らかの指導を受けていた（図3）。



※安衛則第 612 条の 2 は、熱中症の重篤化防止のため、①報告体制整備、②報告体制周知、③措置手順作成、④措置手順周知の措置を義務づけているもの。当該条文の遵守については①～④全ての措置を実施する必要がある。

「違反・指導なし」は①～④のいずれの措置においても違反及び指導がなかった件数を集計。

図 3 安衛則第 612 条の 2 遵守状況

- ・ 監督署の指導を受けた事業場で、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順が確認できた事業場のうち、約 50%が別添 1 を参考にした手順であり、約 37%が別添 2 を参考にした手順であった。
- ・ 熱中症重篤化防止のための措置の実施手順については、発災事業場であっても、熱中症予防の取組が一定程度進められていた。

#### (イ) 建設業アンケート調査結果

##### (調査概要)

本アンケート調査は、令和 7 年 6 月 1 日から 9 月 30 日において、不休災害も含めた熱中症による労働災害が発生した建設業の建設労務安全研究会会員事業場（その多くは総合工事業の事業場）における熱中症予防対策の取組状況について、実態把握のため、アンケート調査を実施したものである（延べ 1,100 事業場）。

##### (結果概要)

このアンケート調査結果によると、

- ・ 熱中症による被災者の休業見込日数のうち約 81%が 0 日（不休災害）、約 18%が休業 1～3 日、約 1%が休業 4 日以上であった。
- ・ 被災者の年代は、不休含む全ての被災者では約 15%が 60 代以上であったが、休業 4 日以上の被災者のうち約 29%が 60 代以上であった。
- ・ 安衛則第 612 条の 2 第 1 項の規定に基づき整備した報告体制については、「緊急連絡体制の設定」、「監視人の配置や定期的な巡視」を整備した現場がそれぞれ約 96%、約 62%であった。
- ・ 熱中症発症者の発見方法としては、「被災者自身からの緊急連絡先への連絡」が約 59%、「監視人や巡視で発見」が約 11%、「バディ又は同僚が発見」が約 27%、「ウェアラブル端末等での検知」によるものは 2%であった。
- ・ 改正省令の施行通達（令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」）に定めた重篤化防止手順については、約 46%が別添 1（改正省令の施行通達の手順例①に同じ。）を参考にした手順で、約 54%が別添 2（改正省令の手順例②に同じ。）を参考にした手順であった。
- ・ 災害発生当日の被災者の装備については、約 66%の被災者がファン付き作業服などの身体を冷却する機能を有する服を着用していた。
- ・ 被災者の災害発生当日の体調は、約 20%が「前日から体調不良だった」、「持病がある」等何らかの問題あり、約 40%が体調は問題なし、約 41%が不明であった。
- ・ 一方、「熱中症の原因と考えるものは何か」という自由記載の項目においては、約 31%が、体調不良が原因であると回答した。

#### 4 令和 8 年夏の熱中症対策

##### (1) 重篤化の防止

- 令和 7 年夏の熱中症による労働災害発生件数はまだ速報値の段階ではあるが、改正省令は、熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与したと考えられる。発災事業場においては、他の事業場と比較して改正省令に基づく措置が行われていない傾向がある。ただし、熱中症による死亡者数は、減少したとはいえ速報値の段階で 15 人にのぼるため、引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要がある。

##### (2) 予防策の強化

- 事業場における各種業務が円滑に遂行されるためには、死亡者数の抑制だけでなく、休業4日以上之死傷者数の抑制も重要であり、熱中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。令和8年夏も暑くなることも考えられることから、予防策を一層推進していく必要がある。
- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効である。
- 具体的な内容は、基本対策要綱及び『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱の記載内容も踏まえつつ、本検討会で得られた意見や最新の知見を加えたものが望ましいところ、別添3に示す「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」のとおり、国において、ガイドラインを策定することが必要である。

### (3) 予防策への支援

- 現在、熱中症対策機器の補助は「エイジフレンドリー補助金」により、60歳以上の高年齢労働者を対象に行われているが、熱中症による休業4日以上之死傷者は、60歳未満の者が7割以上にのぼることから、予防策をより充実させるため、対象年齢の制限の廃止等について検討することが必要である。

### (4) 予防のための機器等に関する検討等

- ファン付き作業服については、その性能の評価が必要との意見があったことから、今後、その実態について検討し、適切な対応を取る必要がある。
- ウェアラブルデバイスについては、計測精度等について意見があったことから、今後、その実態について検討し、適切な対応を取る必要がある。
- WBGT 指数計に関する規格である JIS B 7922 については、現在経済産業省において、JIS マーク認証とすることとしており、その動向を注視するとともに、認証された WBGT 指数計を尊重する必要がある。

## 5 おわりに

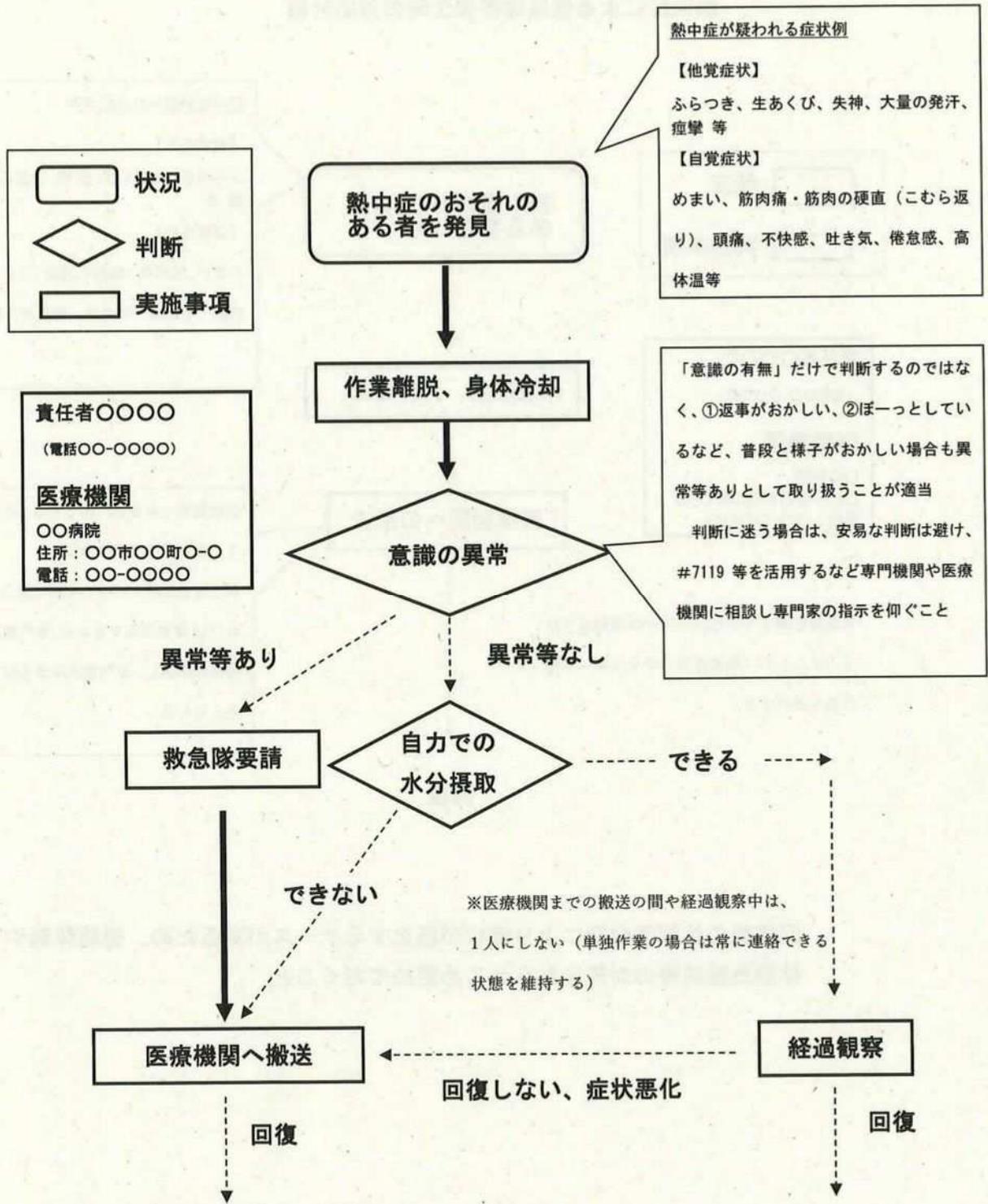
昨今の気温上昇を踏まえると、今後も不天災も含め、職場における熱中症については増加することが懸念される。令和7年については改正省令の効果もあり、死亡者数の減少が予想される場所であるが、令和8年以降も動向を注視する必要がある。また、熱中症に関する学術的知見も近年集積されているところである。

職場における熱中症防止対策については、厚生労働省のみならず、それぞれの業の所管省庁など関係省庁とも連携して取り組んでいく必要がある。

そのため、令和8年度以降も本検討会を開催し、熱中症防止対策について、継続的に検討する必要がある。

手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



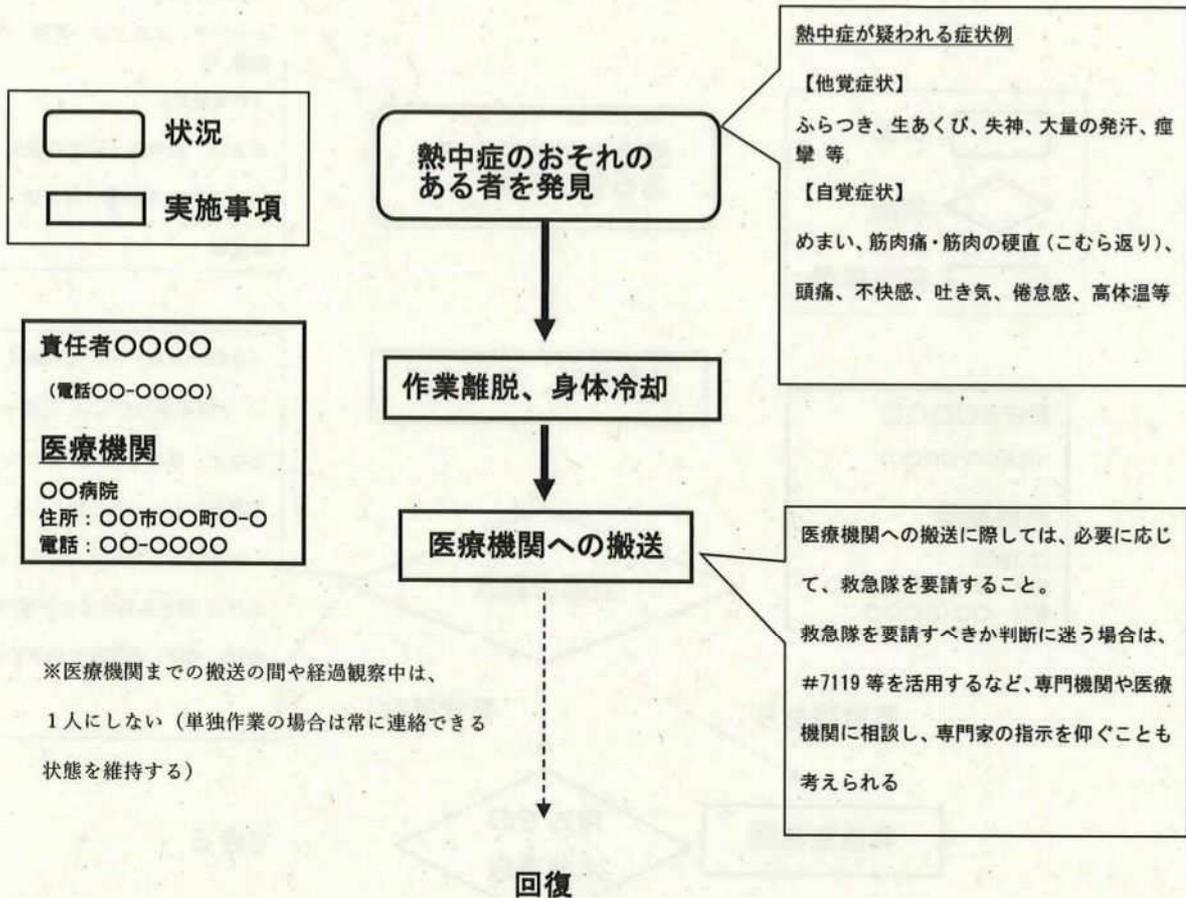
○ 状況  
◇ 判断  
□ 実施事項

**責任者** ○○○○  
(電話○○-○○○○)

**医療機関**  
○○病院  
住所：○○市○○町○-○  
電話：○○-○○○○

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと